

特命随意契約理由書

603号

件名	雉子橋協議資料作成業務 (第326号)
種類	工 事：土木・建設・設備・ <u>設計</u> ・測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区一ツ橋二丁目2番地先
概要	雉子橋における関係機関協議及び資料作成を行う。
選定理由	<p>本業務は、平成30年度に発注した「雉子橋協議資料作成業務 (第322号)」の成果を基に引き続き関係機関協議に向けた資料作成等を行うものである。</p> <p>本件は、既設計と密接不可分の関係にあり、同一受託者以外の場合、円滑な関係機関協議を行うことができなくなるなど今後の工事発注等に著しい支障があるものである。また、雉子橋協議資料作成業務 (第322号) の実施業者であり、協議資料作成及び設計業務で培った知識や現場状況、これまでの協議経過等を熟知・精通していることから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。</p> <p>したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称：株式会社復建技術コンサルタント</p> <p>所在地：東京都千代田区内神田二丁目16番9号 センボービル4F</p>
※ 契約年月日	令和元年7月2日
※ 契約金額	4,925,800 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年3月27日
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

615

件名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（8月分）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工事場所 （工事案件のみ）	
概要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選定理由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 千代田区リサイクル事業協同組合 住所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和 平成元年7月8日
※契約金額	1,338,050 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和元年8月1日から令和元年8月31日まで
担当課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

616号

件名	国指定史跡常盤橋門跡常磐橋修理工事報告書作成業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本件は、平成23年から現在まで実施している常磐橋修理工事における文化財修理報告書作成を行う業務である。
選定理由	常磐橋修理工事については、下記事業者が平成23年から現在まで、設計・工事監理業務等を受託している。本件の対象となる常磐橋は、極めて特殊な建築物であり、常磐橋修理工事における文化財修理報告書作成については、常磐橋修理工事等の設計監理業務等と密接不可分の関係にある。このため、同一事業者以外に履行させた場合、業務上支障が生じる。 以上の理由により、下記業事者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 文化財保存計画協会 住所 東京都千代田区一ツ橋2-5-5
※契約年月日	令和元年 7月 1日
※契約金額	12,636,000円 (消費税を含む)
契約期間	令和元年7月1日から令和2年3月31日
担当課	地域振興部文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

610

件名	お茶の水小学校及び富士見小学校のアクセスポイント移設・増設作業業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	お茶の水小学校の仮校舎引っ越しに伴い、現校舎から仮校舎に無線LAN用アクセスポイントを移設する。また、富士見小学校学級数増の対応のためにアクセスポイントを増設する。
選定理由	平成25年度に実施したプロポーザル事業者選定によって、区立小中学校のICT教育システムの導入事業者として、下記事業者が選定された（平成26年3月11日付決裁済み25千子指導発第1008号）。この事業者がICT教育システムを開発し、システムネットワークの配線および機器等設定作業を行った。 本件無線LAN用アクセスポイントの移設及び増設作業は、ICT教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	所在地：東京都千代田区岩本町2-8-8 名 称：株式会社システムズナカシマ 東京支店
※ 契約年月日	令和 元 年 7 月 4 日
※ 契約金額	2,006,640 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和元年8月30日まで
担当課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

682号

件名	P C B 廃棄物処理業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	富士見出張所内に保管している高濃度P C B 廃棄物処理を適正に行うために、特定の処理業者に委託する。
選定理由	富士見出張所内に保管している高濃度P C B 廃棄物は、P C B 廃棄物特別措置法第十条に基づき、適正に処理しなければならない。 また、環境事業団体系に基づき、環境事業団体系が、国の監督のもと処分施設を設置し、処分業務を行わなくてはならない。法に基づき設置され、高濃度P C B 廃棄物を適正に処分できるのは、国内で唯一下記の事業者のみである。 以上の理由により下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道P C B 処理事業所 住 所 北海道室蘭市仲町14番地7
※ 契約年月日	令和元年 7月 1日
※ 契約金額	2,987,600円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで
担当課	富士見出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

682号

件名	P C B 廃棄物処分業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	万世橋出張所内に保管している高濃度 P C B 廃棄物処分を適正に行うために、特定の処理業者に委託する。
選定理由	万世橋出張所内に保管している高濃度 P C B 廃棄物は、P C B 廃棄物特別措置法第十条に基づき、適正に処理しなければならない。 また、環境事業団体系に基づき、環境事業団体系が、国の監督のもと処分施設を設置し、処分業務を行わなくてはならない。法に基づき設置され、高濃度 P C B 廃棄物を適正に処分できるのは、国内で唯一下記の事業者のみである。 以上の理由により下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道 P C B 処理事業所 住 所 北海道室蘭市仲町 1 4 番地 7
※ 契約年月日	令和 元年 7 月 1 日
※ 契約金額	3,603,600 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和元年 3 月 31 日まで
担 当 課	万世橋出張所
根拠規程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	神田一橋中学校長期休業中学習教室・直前対策ゼミ業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	神田一橋中学校において、長期休業中または放課後に課外指導を実施する。
選定理由	1 プロポーザル年度 平成31年度（平成31年度開始） （平成31年6月5日付決裁済み 31千子指導発第214号） 2 該当 プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年度 初年度 4 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社エデュケーショナルネットワーク 住所 東京都千代田区富士見二丁目11番11号
※ 契約年月日	令和元年 7 月 / 日
※ 契約金額	2,996,550 円（消費税を含む）
契約期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日 ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
担当課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

641 号

件 名	千代田区プレミアム付商品券管理運営業務
種 類	物品－委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区は、消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行、販売の事業を行う。これに伴い、事業を円滑に実するとともに、対象区民の利便性を向上させるため、必要な業務を委託する。
選 定 理 由	<ol style="list-style-type: none"> 1 プロポーザル年度 令和元年度（令和元年度開始） （令和元年5月31日付31千地商観発第62号） 2 継続年数 初年度 3 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 JTB</p> <p>住 所 東京都品川区東品川二丁目3番11号</p>
※ 契約年月日	令和 元 年 7 月 1 日
※ 契約金額	52,409,389 円（消費税を含む）※単価契約を含むため、契約額は支出限度額
契約期間	令和元年7月1日から令和2年5月31日まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

623
~~651~~

特命随意契約理由書

件名	五城目町・千代田区姉妹提携 30 周年に伴う記念品の購入
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品： <u>物品・委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	五城目町と千代田区は、平成元年 10 月 26 日に姉妹提携を締結し、令和元年 10 月 26 日で姉妹提携 30 周年を迎えることから、更なる両自治体の発展と市民交流の進展を願い、双方記念品を贈呈する。 千代田区からは、現在新設工事中の五城目町立五城目小学校の階段教室内窓に設置する江戸切子板装飾という五城目町からの要望に基づき、該当品を購入して贈呈する。
選定理由	本記念品は、「江戸切子板」とすりガラスを木部フレームにはめ込んだ装飾品である。この「江戸切子板」は、筒状に吹いたガラスを板状に伸ばした後、切子文様を施した製品であるが、これは下記業者が江戸切子の汎用性を高めることを目的として独自にデザイン・商品化したものであり、他に類似する製品はない。 また、当該製品は、メーカーである下記業者が直接販売しているものである。 以上のことから、下記業者を契約の相手方として選定する。
契約の相手方	名称 廣田硝子株式会社 住所 東京都墨田区錦糸 2-6-5
※ 契約年月日	令和 元 年 7 月 9 日
※ 契約金額	692,450 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和元年 11 月 29 日 (金)
担当課	政策経営部 総務課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

626

件名	参議院議員選挙における投票所用器材等の運搬
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本業務は、参議院議員選挙における投票所用器材を各投票所へ運搬し、施設へ搬出入を行うものである
選定理由	当案件について、令和元年7月8日に指名競争入札を行ったが、予定価格内の応札がなく不調返戻された。 そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 千代田運送事業協同組合 住所 千代田区神田三崎町2丁目14番6
※ 契約年月日	令和 元 年 7 月 11 日
※ 契約金額	906,120 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和元年7月22日
担当課	選挙管理委員会事務局
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

704

件名	プレミアム付商品券システム開発及び封入封緘等業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区は消費税・地方消費税引上げに伴い、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行、販売の事業を行う。円滑な事務の実施のため、対応するシステムを総合住民サービスシステムの一機能として追加し、正常かつ良好なシステム運用保守業務を確保する。
選定理由	総合住民サービスシステムは、下記業者が開発・運用保守している。 本件は、総合住民サービスシステムにプレミアム付商品券事業に対応できるように、システムを開発し運用保守を行うものであり、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、当該システムの構築・稼働業者である下記業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名称 株式会社 電算 住所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 元 年 7 月 1 日
※ 契約金額	5,212,076 円 (消費税を含む) ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和元年7月1日 から 令和2年3月31日 まで
担当課	政策経営部 IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	第14回ちよだ文学賞選考等業務
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	ちよだ文学賞の実施にあたって、文学に対する豊かな知識と客観性をもって、応募作品の中からちよだ文学賞にふさわしい作品を選考するとともに、最終選考会及び授賞式に出席する。
選 定 理 由	角田光代氏は、第11回ちよだ文学賞の選考から選考委員に就任している。 下記事務所は、角田光代氏専属の個人事務所であり、氏の作家活動の管理を行っているため、当該事務所を契約の相手とする。
契約の相手方	名 称 有限会社 角田光代事務所 住 所 杉並区荻窪 5-9-16-301
※ 契約年月日	令和 元年 7月 30日
※ 契約金額	500,000 円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和元年9月2日
担 当 課	文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

811号

件名	常盤橋公園設計業務（第728号）
種類	工 事：土木・建設・設備・ <u>設計</u> 、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本業務は、千代田区が管理する区立常盤橋公園内の国指定史跡常盤橋門跡常磐橋の復旧工事において石材等の資材置場として使用している枡形虎口周辺の開放に向けた工事設計を行うとともに、併せて、将来改修を予定している常盤橋公園の改修工事についても、現在策定中の国指定史跡常盤橋門跡整備計画の内容を踏まえた基本設計を行う。
選 定 理 由	<p>下記業者は、国指定史跡常盤橋門跡常磐橋復旧工事の工事監理業者であり、開放設計を行うにあたり枡形虎口周辺の現状について熟知していることから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。また、改修工事設計の平成30年度業務も受託していることに加え、設計に必要な保存活用計画及び整備計画策定業務も現在担っている。さらに、本業務は、既設計及び策定中の両計画と密接不可分の関係にあるため、同一受託者以外の場合、一体的な設計ができなくなるなど著しい支障があるものである。</p> <p>したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称：株式会社文化財保存計画協会</p> <p>所在地：東京都千代田区一ツ橋2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル</p>
※ 契約年月日	令和 元 年 7 月 16 日
※ 契約金額	9,728,400 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年3月27日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

650号

件名	飯田町遺跡および有楽町一丁目遺跡出土遺物の保存修復業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内有楽町一丁目遺跡及び飯田町遺跡から出土した、区指定文化財等の貴重な遺物（陶磁器・木製品・金箔瓦）について、展示等の活用を目的として保存修復を行う。
選定理由	<p>修復対象の磁器・木製品・金箔瓦は発掘以来劣化が進んでいる。このため、保存修復を行うにあたり、下記の条件を満たす必要がある。</p> <p>①陶磁器 表面及び覆輪の汚れ除去と酸化防止・欠落部分の充填、原色原形を損なわない補彩を行うため、遺物に合わせた洗浄方法、薬品の使用方法等について、国指定文化財補修レベルの技術と経験を有すること。</p> <p>②木製品 脱落した蓋と入れ子を原色原形を損なわずに接合・修復できる技術と経験を有すること。</p> <p>③金箔瓦 区指定文化財である本遺物について、表面のクリーニングと剥落防止コーティングを行うため、遺物の状態に合わせた修復を行う技術と経験を有すること。</p> <p>④作業所 遺物は劣化が進行しているため、輸送による損傷を最小限にする必要があることから、都内で修復作業が可能であること。</p> <p>これらすべての条件を満たすのは、国立東京博物館所蔵資料をはじめとする国指定文化財の保存修復を行い、特殊な技術と経験を有する下記事業者に限られるため、契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 国立大学法人東京藝術大学</p> <p>住所 台東区上野公園 12-8</p>
※ 契約年月日	令和 元 年 7 月 26 日
※ 契約金額	1,998,100 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年3月31日（火）
担当課	地域振興部文化振興課（文化財係）
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第2項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。